

令和6年6月13日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和6年6月13日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階 会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

2番	内田すなを	委員
3番	大石 敏裕	委員
4番	甲斐サエ子	委員
5番	柿本 正信	委員
6番	川津 富夫	委員
7番	古賀 喜治	委員
8番	後藤マス子	委員
9番	清水 邦宏	委員
10番	白水 貴	委員
11番	末次 龍夫	委員
12番	高田 光秀	委員
13番	田川 政文	委員
14番	田中 文	委員
15番	轟 香代子	委員
16番	中園 正彦	委員
18番	中山 健治	委員
19番	林田 高夫	委員
20番	日比生和雄	委員
21番	福島 哲憲	委員
22番	保坂 泰生	委員
23番	松隈 康吉	委員
24番	本山 龍一	委員

欠席委員は次のとおりである。

今村 東 委員 中村 裕 委員

事務局の出席者は9名である。

事務局 それでは開催に当たり、報告をいたします。
本日は、現委員数24名中22名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立をしております。
それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長 それでは、ただいまより、6月農業委員会総会を開催いたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、審議番号5番につきましては、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての審議番号3番と関連のある案件でございますので、関連案件とそれ以外に分けて審議を行うため、第1号議案の審議番号5番と第2号議案は一括して、議題といたします。
また、審議番号9番は、議席番号**番の****委員の配偶者が譲受申請人となっており、審議番号16番及び17番は、議席番号**番の****委員が譲受申請人、及び譲渡申請人となっておりますので、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当いたします。
それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についての審議番号9番を議題といたします。
議席番号**番の****委員の退席を求めます。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので、付議いたします。
3ページをお願いいたします。
所有権移転、東部地域、審議番号9番の1件です。
以上、審議番号9番の申請案件につきましては、農地法第3条第2項、各号の審査基準について、審査会において説明を行いました。不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第1号議案の審議番号9番について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、審議番号9番は可決されました。

審議番号9番の審議は終了しましたので、退席されています、議席番号**番の***委員の出席を求めます。

**委員に報告いたします。審議番号9番は可決されました。

それでは続きまして、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、審議番号5番及び9番を除く議案を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。農地の所有権移転、賃借権設定、使用貸借権設定の許可申請書が提出されましたので、付議いたします。所有権移転、東部地域、審議番号1番から2ページの5番、3ページの9番を除く審議番号8番までの7件です。

3ページをお願いいたします。

西部地域、審議番号10番から8ページの審議番号25番までの16件です。

8ページをお願いいたします。

賃借権設定、西部地域、審議番号26番から9ページの審議番号27番までの2件です。

9ページをお願いいたします。

使用貸借権設定、西部地域、審議番号28番の1件です。

なお、4ページの審議番号15番の案件につきましては、農地法施行令第2条第1項第1号において、教育、医療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、その権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な

施設の用に供すると認められる場合は、農地所有適格法人でなくとも不許可の例外として農地を取得できるとされており、この案件では社会福祉法人***が障害者福祉施設の支援事業用地として取得するものです。また、審議番号16番と17番は、自作地相互交換による関連案件となります。

以上、審議番号1番から5番及び9番を除く、審議番号28番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行いました。不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案の審議番号7番、8番、11番、14番、21番、22番、26番及び28番は、新規就農の案件でありますので、聞き取り調査の結果について、担当委員より報告を願います。なお、審議番号7番及び8番は、担当の**委員が欠席しておりますので、事務局が報告を行います。それでは、報告をお願いいたします。

事 務 局 審議番号7番と8番の案件につきまして、5月27日に、申請人の合同会社***代表、***氏と**農業委員、**推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので、報告いたします。

今回、ワインの原料である巨峰の生産を目的として、田主丸町石垣の農地を売買で取得し、久留米市で営農を開始する予定です。申請人の法人は、令和3年7月に設立され、同年より**県**市で水稻、サツマイモの作付を開始しています。

営農計画では、ぶどうを栽培する計画となっております。

農作業は、5人の従業員が携わり、主として27年のぶどう栽培経験を有する田主丸町在住の従業員により管理されます。

農業経験は、法人の代表理事が2年5か月、2人の理事がそれぞれ5年2か月と32年、従業員が28年の経験を有しています。また、法人としては、令和3年より**県**市での営農事業の実績があります。収穫物については、主にワインを原料として出荷する予定となっております。栽培が軌道に乗った後、将来的に田主丸町でぶどうの栽培の規模拡大も考えられているとのことです。栽培知識などは、栽培経験豊富な従業員より指導を受けるとのことです。

農機具については、田植機、トラクター、コンバイン、スピードスプレッダー、バ

ックホー、乗用草刈機をリースしています。

ヒアリングをした結果、申請人のやる気も見受けられ、今後の活躍も見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、6月3日の東部審査会へ報告を行い、問題はないものと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

委 員 続きますして、西部地域の報告をいたします。審議番号11番と14番の案件につきまして、5月20日に申請人、****氏と私、推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の****氏は、今回荒木町荒木と荒木町藤田の農地を贈与にて取得し、農業を始める予定です。新規就農になります。申請人の年齢は43歳。申請人は今回の申請地から車で15から20分のところに自宅があります。農作業は申請人本人のみで行うとのことです。

営農計画は、梅、柿、葉物野菜を作付する計画となっております。

****氏は農業経験はありませんが、身内の現役農家の指導を受けながら農業をやっていきたいとお考えをお持ちです。

就農後の相談相手は身内の現役農家とのことです。農機具につきましては、耕耘機、軽トラックを所有されています。出荷については、JAや道の駅へ出荷予定とのことでした。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、今後の活躍が見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、6月4日の西部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

続きますして、審議番号21番の案件につきまして、5月28日に申請人****氏と私、推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の****氏は、今回、安武町安武本の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。新規就農になります。申請人の年齢は76歳です。申請人は今回の申請地から車で5分のところに自宅があります。

農作業は申請人本人と息子が行うとのことです。

営農計画は水稻、野菜を作付する計画となっております。

****氏は、令和元年より、朝倉の親族の農地で、会社の部下と息子とともに水稻栽培を8反ほど耕作していました。農機具につきましては、田植機、トラクター、軽トラック、コンバインを所有されています。出荷については農協へ出荷予定とのこと

とです。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、今後の活躍も見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、6月4日の西部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

続きまして、審議番号26番の案件につきまして、5月28日に、申請人****氏と私、推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので、報告いたします。

申請人の****氏は、今回、荒木町白口の農地を賃貸借にて借り受けて農業を始める予定です。新規就農になります。申請人の年齢は25歳です。申請人は今回の申請地から車で10分のところに自宅があります。農作業は申請人本人と妻と妻の祖母が行うとのことでした。

営農計画はイチゴを作付する計画となっております。

****氏は農業大学を卒業後、観光農園で5年間イチゴを作られていました。農機具につきましては、耕耘機、トラクター、動力噴霧機を借用予定です。出荷についてはJAへ出荷する予定です。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、今後の活躍も見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、6月4日の西部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上でヒアリング結果について報告を終わります。

委 員 新規就農案件ヒアリング報告いたします。

審議番号22番の案件につきまして、4月17日に申請人の****氏と私と推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので、報告いたします。

申請人、****氏は、今回、城島町芦塚の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。新規就農になります。申請人の年齢は31歳です。

営農計画はニンニクを作付する予定になっております。農業経験は半年ですが、前年より祖父の農地にてニンニクの作付を合同でなされており、改めて農家創設での売買にて8アール取得され、作付されます。

同じ地域の認定農業者など、知見のある同農種農家にも相談されており、今後の規模拡大も想定されております。農機具につきましては、実家のトラクター、軽トラック、草刈り機、動噴を借り受けて営農される予定です。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、今後の活躍が見込めるものと

考えられます。また、このヒアリング結果につきまして、6月4日の西部審査会で報告を行い、問題はないと判断されております。

以上でヒアリング結果について報告を終わります。

委員 続きます。審議番号28番の案件につきまして、5月17日に申請人の****氏と私、推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。申請人の****氏は三潞町清松に住んでおり、今回、三潞町生岩の農地を父親から使用貸借にて借り受けて農業を始める予定です。新規就農になります。申請人の年齢は24歳です。農作業は主に本人が行い、人手が必要なときは両親や妹に手伝ってもらおうとのことでした。

営農計画は、イチゴを栽培する計画となっており、ハウスを建てられます。農業経験はこれまで土日や平日の勤務後に父親と一緒に作業を行い、勉強されてきたとのことでした。就農後の相談相手は父親や先に就農された妹さんとのことでした。

農機具については、トラクターなど父親の機械を借りられる計画で、軽トラックの購入を予定されています。ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、今後の活躍が見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、6月4日の西部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上でヒアリング結果について報告を終わります。

議長 ありがとうございます。報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑ないようございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第1号議案のうち審議番号5番及び9番を除く議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案のうち審議番号5番及び9番

を除く議案は可決されました。

それでは次に入ります。続きまして、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についての審議番号5番及び第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので、付議いたします。

2ページをお願いいたします。

所有権移転、東部地域、審議番号5番の1件です。

以上、審議番号5番の申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行いましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

続きまして、10ページをお願いいたします。第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。東部地域1番から11ページ5番までの5件です。

1番、申請地、善導寺町木塚、畑、3筆、計263.35㎡。申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、田主丸町上原、畑、1筆、92㎡。申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（1区画）として利用するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、田主丸町常盤、田、3筆、計1,179.33㎡。申請理由、申請地を借り受けて、農業用倉庫を建築及び露天作業場兼資材置場として利用するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。第1号議案、5番と関連案件となります。

なお、関連案件となっている理由といたしましては、申請人が農地を取得しようとした際に、今回の申請地が農地法の手続がされていなかったため、追認して申請を行い、同時に3条許可も受けるものでございます。

11ページをお願いいたします。

4番、申請地、北野町今山、畑、1筆、303㎡。申請理由、申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。

5番、申請地、北野町塚島、田、畑、7筆、計1,620㎡。申請理由、申請地を取得して、宅地分譲18区画として利用するものです。報告第5号、1番と関連案件となります。西部地域、6番から13ページ、15番までの10件です。

6番、申請地、荒木町荒木、田、1筆、219㎡。申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

12ページをお願いいたします。

7番、申請地、荒木町下荒木、田、1筆、135㎡。申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、隣接土地と同一事業に共するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

8番、申請地、荒木町下荒木、田、1筆、490㎡。申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

9番、申請地、上津町、田、1筆、208㎡。申請理由、申請地を取得して、貸露天駐車場及び貸露天資材置場として利用するものです。

10番、申請地、小森野三丁目、畑、1筆、792㎡。申請理由、申請地を取得して、貸露天資材置場として利用するものです。

13ページをお願いします。

11番、申請地、大善寺町宮本、田、畑、2筆、計276㎡。申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

12番、申請地、安武町住吉、田、1筆、201㎡。申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

13番、申請地、安武町武島、畑、1筆、290㎡。申請理由、申請地を取得して、貸露天駐車場として利用するものです。

14番、申請地、城島町江上、田、1筆、625㎡。申請理由、申請地を取得して、社会福祉施設の敷地として拡張するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

15番、申請地、三潞町西牟田、畑、1筆、328㎡。申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

なお審議番号3番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。
それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

委 員 東部審査会について報告します。審議番号1番、地図ナンバー1番です。
転用目的は自己用住宅を建築するものです。申請地は、道の駅くるめから、北へ約400mのところに位置します。
農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。
雨水排水につきましては、溜柵を経由して西側の道路側溝へ排水されます。
汚水・生活雑排水については、西側道路に埋設された市下水道管に接続します。
被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。
審議番号2番、地図ナンバーは2番です。転用目的は、特定建築条件付売買予定地（1区画）として利用するものです。申請地は、川会小学校から北東へ約1.3kmのところに位置します。
農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。
雨水排水につきましては、北側に新設する道路側溝から、西側の道路側溝へ排水されます。
汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、北側に新設する道路側溝から、西側の道路側溝に排水されます。被害防除については、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。
審議番号3番、地図ナンバー3番です。転用目的は、農業用倉庫及び露天作業場兼資材置場で、既に施工されておりましたので、始末書付きの申請となっております。
申請地は、田主丸総合支所から、北東へ約1.3kmのところに位置します。
農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあ

る農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、コンクリートブロック及び、法面施工により土砂の流出を防いでおります。

審議番号4番、地図ナンバー4番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものですが、既に施工されていたので、始末書付きの申請となっております。申請地は、西鉄北野駅から南西へ約790mのところのところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して北側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側道路に埋設された市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、既存のコンクリートブロック及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

審議番号5番、地図ナンバーは5番です。転用目的は、宅地分譲（18区画）として利用するものです。申請地は、大城小学校から西へ約370mのところのところに位置します。農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、新設する道路側溝を経由して、西側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、L型擁壁及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上5件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

委 員 続きます。西部審査会について報告をします。

審議番号は6番、地図ナンバーは6番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、荒木小学校から南へ約500mのところのところに位置します。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、お

おおむね500m以内に小学校と保育園がある農地ですので、第3種農地に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して、北西側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北西側の道路に埋設されている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号7番、地図ナンバーは7番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、荒木小学校から南西へ約420mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が、隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して、北側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設されている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号8番、地図ナンバーは8番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、荒木小学校から南西へ約400mのところに位置します。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に小学校と保育園がある農地ですので、第3種農地に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜柵及び暗渠排水管を経由して南側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設されている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号9番、地図ナンバーは9番です。転用目的は、貸露天駐車場及び貸露天資材置場として利用するものです。なお、申請人が営む土木工事業の会社へ、従業員駐車場及び資材置場として貸す計画です。申請地は久留米工業大学から北西へ約650mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。雨水

排水につきましては、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号10番、地図ナンバーは10番です。転用目的は、貸露天資材置場として利用するものです。なお、申請人が役員を務める土木建設業の会社へ資材置場として貸す計画です。申請地は、小森野小学校から西へ約750mのところに位置します。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に2つの病院がある農地ですので、第3種農地に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下及び集水枡を經由して南側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、コンクリートブロック及びフェンスを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号11番、地図ナンバーは11番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、西鉄安武駅から南西へ約520mのところに位置します。

農地区分につきましては、西鉄安武駅からおおむね500m以内の区域にある農地がありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜枡を經由し、東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設されている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号12番、地図ナンバーは12番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、筑邦西中学校から西へ約900mのところに位置します。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に保育園と病院がある農地ですので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜枡を經由して、南側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設されている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号13番、地図ナンバーは13番です。転用目的は、貸露天駐車場

として利用するものですが、既に一部にアスファルトを敷いていたため、始末書付きの申請となっています。なお、申請人が営む機械製造業の会社へ、従業員駐車場として貸す計画です。申請地は、安武小学校から北へ約1kmのところに位置します。農地区分につきましては、農用区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で東側の水路及び西側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、法面施工及びコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号14番、地図ナンバーは14番です。転用目的は、社会福祉施設の敷地として拡張するものです。申請地は、江上小学校から南東へ約1kmのところに位置します。

農地区分につきましては、第3種要件及び第2種要件に該当せず、特定土地改良事業の施行の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては溜柵及び暗渠排水管を經由して南側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して北側の道路側溝へ排水されます。被害防除につきましては、コンクリートブロック及びフェンスを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号15番、地図ナンバーは15番です。転用目的は自己用住宅を建築するものです。申請地はJ R 西牟田駅から東へ約310mのところに位置します。

農地区分につきましては、J R 西牟田駅からおおむね300m以内の区域にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては溜柵を經由して南西側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して南西側の道路側溝へ排水されます。被害防除につきましてはコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上10件につきましては、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題ないことを判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。なお、採決にあたりましては、第1号議案の審議番号5番と、第2号議案に分けて採決をいたしますので、よろしく願いいたします。
第1号議案の審議番号5番について、賛成の方は、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案の審議番号5番は可決されました。
続きまして、第2号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。なお、審議番号3番につきましては、許可相当として、県農業会議へ意見聴取をいたします。それでは続きまして、第3号議案、非農地証明について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 14ページをお願いいたします。

第3号議案、非農地証明について。非農地証明願いが提出されたので、付議いたします。

西部地域1番、1件です。1番、申請地、三潞町田川、田、1筆、663㎡、現況、宅地。証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバー16になります。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑ないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第3号議案について、賛成の方は、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第3号議案は可決されました。続きまして、第4号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 15ページをお願いいたします。

第4号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について。農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

審議番号1番から4番までの4件です。

1番、申請人、大橋町蜷川、****、経営面積1万3,621㎡、農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。

2番、申請人、山川神代3丁目、****、経営面積2万6,381㎡、農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。

3番、申請人、北野町大城、****、経営面積1万6,330㎡、農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。

4番、申請人、城島町六町原、****、経営面積31万702㎡、農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、農事組合法人城島東部営農組合の構成員である申請人が農地を取得した後、所属する法人へ貸し付けるものとなっております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、これにて質疑を終了しまして、ただいまから採決をいたします。

第4号議案について、賛成の方は、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第4号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。

続きまして、第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 16ページをお願いいたします。

第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について。農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定を求められたので、付議いたします。

1、所有権移転、10件。2、利用権設定（通年作）、1,106件。3、利用権設定（期間借地）、69件です。利用権設定は、久留米市では年に2回、6月と11月に決定を行っており、今月は6月16日から開始する農地の貸し借りを決定するものとなります。

17ページをお願いいたします。

1、所有権移転、第1区、1番から3番までの3件です。

1番、所在地、大橋町合楽及び田主丸町菅原、田、畑、6筆、計1万2,201㎡、推進機構への売渡しとなります。

2番、所在地、藤山町、田、畑、2筆、計1,661㎡、推進機構への売渡しとなります。

3番、所在地、山川神代三丁目、田、736㎡、推進機構への売渡しとなります。

18ページをお願いいたします。

第3区、4番、5番の2件です。

4番、所在地、北野町大城、畑、940㎡、推進機構への売渡しとなります。

5番、所在地、北野町金島、田、6筆、計5,563㎡、推進機構への売渡しとなります。

第4区、6番から8番までの3件です。

6番、所在地、城島町下田、田、3,493㎡、推進機構への売渡しとなります。

7番、所在地、城島町下田、田、3筆、計1,630㎡、推進機構への売渡しとなります。

8番、所在地、城島町六町原、田、2筆、計7,909㎡、推進機構への売渡しとなります。

19ページをお願いいたします。

第5区、9番、10番の2件です。

9番、所在地、三潞町壱町原、田、3筆、計1万2,693㎡、推進機構からの買入れとなります。

10番、所在地、三潞町田川、田、3,403㎡、推進機構からの買入れとなります。なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、農事組合法人****の構成員である申請人が農地を取得した後、所属する法人へ貸し付けるものとなっております。

20ページをお願いいたします。

2、利用権設定（通年作）。こちらは右下の総計のみ、ご説明いたします。

契約件数 1,106件、筆数、2,680筆、設定面積、376万2,313.44㎡です。

21ページをお願いいたします。

3、利用権設定（期間借地）。こちらについても右下の総計のみ、ご説明いたします。契約件数 69件、筆数、192筆、設定面積、38万2,885㎡です。

以上、1、所有権移転、審議番号1番から10番まで、2、利用権設定（通年作）1,106件、3、利用権設定（期間借地）69件、以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第5号議案について、賛成の方は、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第5号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。

続きまして、第6号議案、令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 22ページをお願いいたします。

第6号議案、令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について。農業委員会等に関する法律第37条の規定による、令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価（案）を作成いたしましたので、付議いたします。

1、令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価（案）（第6号議案別紙のとおり）としております。

まず、別紙に入ります前に、こちらの議案につきましては、農業委員会等に関する法律第37条に、農業委員会はその運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他、農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないとありまして、例年農業委員会の業務につきまして、農業委員会の審議を踏まえ、点検・評価の結果を公表しているものでございます。

総会後は、国、県及び農業会議所に報告するとともに、ホームページ等で公表することとなっております。

それでは、別紙の第6号議案をご覧ください。

別紙様式5、1ページ目になります。

こちらにつきましては、令和5年4月1日現在の数値を書かせていただいておりますので、昨年掲げた目標値の数値をそのまま転記させていただいておりますので、説

明のほうは割愛させていただきまして、次の2ページのほうをお願いいたします。

Ⅱ. 最適化活動の実施状況。農業委員会の実績及び点検・評価結果につきまして、

1、最適化活動の成果目標として、農地の集積のところでございます。

②の目標につきまして、右下、今年度末の集積率82.5%としておりましたところ、

③の実績の右下、今年度末の集積率82.2%となっており、農業委員会の点検結果といたしましては、若干集積率を満たしておりませんので、目標は未達成でありますけれども、平坦地の集約はかなり進んでおり、今後は農家の高齢化や後継者不足など、耕作者（借り手）の減少、中山間地域の集約の鈍化等により、集積率が頭打ちになることが考えられるという結果といたしております。

続きまして、（2）遊休農地の発生防止・解消につきましては、②目標のところの下の欄、緑区分の遊休農地の解消目標面積が19.8ヘクタールとなっておりますが、こちらは、この制度の発足当時、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地99ヘクタールを5年かけて解消するということになっておりますので、その5分の1の面積19.8ヘクタールが目標となっておりました。

3ページのほうに移りまして、③の実績のほうですけれども、解消の実績面積5.3ヘクタール、目標に対する達成状況は27%となっております。同じところで2つ下のイの新規発生遊休農地の解消につきましては1.7ヘクタールとなっております。真ん中下ほどの農業委員会の点検結果につきましては、既存遊休農地の解消は、市や農地中間管理機構の補助事業を活用し、開墾・解消した後、利用権設定等による貸借を契約した事例もございますが、全体的には困難な状況であり、新規の遊休農地の早期発見、早期解消を積極的に行い、新規の遊休化防止に取り組んだとさせていただいております。

続きまして、（3）新規参入の促進につきましては、②目標の欄でございます。こちらの目標を立てるときの過去3年間の平均714.9㎡の平均の1割以上というところで、新規参入者への貸付等の同意を得た上で公表する農地の面積71.5ヘクタールとしておりまして、4ページのほうの実績につきましては、8.8ヘクタール、目標に対する達成状況は12.31%となっておりますけれども、農業委員会の点検結果につきましては、施設園芸等の新規参入等の相談はあるけれども、予定作物に適した空き農地が少なく、水害を受ける等の理由によりマッチングできずに、伸び悩んでいるという結果とさせていただいております。

2、最適化活動の活動目標の（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標というところで、1人当たりの活動日数、月6日とさせていただいております。活動強化

月間につきましては、目標を3回ということで、8月から9月の遊休農地の解消や、11月新規参入の促進、8月、1月の農地の集積で、利用権制度の周知を行うというところ、実績におきましても、その3回を実績として実行されてあるというところ
でさせていただいております。

続きまして、5ページ、(3)新規参入相談会への参加につきまして、目標を4回
とさせていただいておったところ、実績は参加回数2回というところで、相談会の
内容につきましては、新規就農者に対して担当区域の推進委員等が、面談形式で農
業技術の習得や農地等の確保等の助言を行ったとさせていただいております。

これらの実績を踏まえまして、目標の達成の評語の部分につきましては、目標に対
して、期待どおりの結果が得られたというところで、結果を上げさせていただいて
おります。

最後、6ページのところにつきましては、Ⅲ. 事務の実施状況というところで、総
会、部会の開催実績は、毎月の総会と、7月は改選がございましたので、総会の件
数が追加で上がっているのと、農業委員会だより、今月も広報部会がございませ
れども、その広報部会を開催した回数を書かせていただいております。

2の農地法第3条に基づく許可事務ですが、1年間の処理件数221件で、標準処理
期間は申請書受理から35日間で、処理期間の平均が20日間でさせていただいて
おります。

また、3の農地転用に関する事務につきましても、1年間の処理件数188件で、う
ち許可が188件、標準処理期間につきましては、申請書受理から35日、処理期間が
20日とさせていただいております。

4の違反転用につきましては、こちらは県に報告している数字で、今回に関しまし
ては数字のほうは変わっておらず、活動内容としては定期的に現地確認をさせて
いただいております。

長くなりますが、説明は以上でございます。

議 長 事務局からの説明が終わりましたけれども、ただいまから質疑に入ります。質疑ご
ざいませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 それでは、質疑を終了して採決をいたします。

第6号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。

引き続きまして報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

報告第4号、農地法第3条の規定による許可の取消願について。

報告第5号、農地法第5条の規定による許可の取消願について。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。報告事項につきまして、何かございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

よって、報告第1号から報告第5号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。これに異議はございませんでしょうか。

「異議なしの声」

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、12番、高田光秀委員、13番、田川政文委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。